

大津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、婚姻を機に始める新生活に必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、婚姻に伴う経済的負担を軽減し、もって少子化対策を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 第5条第1項の申請を行う年度（以下「申請年度」という。）の前年度の1月1日から翌年2月末日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 申請年度の4月1日から翌年2月末日（同日までに補助対象者（この要綱による結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者をいう。以下同じ。）に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日の前日）までの間に婚姻を機に市内で住居を取得し、又は住居を賃借するために要する費用のうち、取得費、賃料、敷金、礼金（保証金その他これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、婚姻届を提出した日（以下「婚姻日」という。）までに取得した住居にあっては、当該婚姻日前1年以内に当該住居の取得に係る契約を締結したものに限る。
- (3) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体が学生の修学又は生活のために貸与した資金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、新婚世帯に属する夫又は妻であつて次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第5条の申請（以下「申請」という。）を行う時点において、申請を行う者及びその配偶者（以下「申請者等」という。）の住民票の住所が、申請に係る住居の所在地となっていること。
- (2) 申請者等のいずれもが、婚姻日において39歳以下であること。
- (3) 申請年度における所得証明書を基に算出した前年分の申請者等の所得を合算した金額（申請者等が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、所得証明書を基に算出した世帯の所得から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除した額）が

5, 000, 000円未満であること。

- (4) 申請者等のいずれも、市税の滞納がないこと。
- (5) 婚姻日から起算して3年以上継続して本市内に居住する意思を有していること。
- (6) 申請者等のいずれも、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (7) 申請者等のいずれもが、この要綱の規定による補助金と同種の補助金等（生活保護による住宅扶助その他法令に基づく補助金等を含む。）の交付を受けていないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、申請に係る住居の住居費であって、申請年度の4月1日から翌年2月末日までの間に支払った額とする。ただし、勤務先から住宅手当の支給を受けている場合にあっては、住宅手当分に相当する額を補助対象経費の対象から控除する。

2 補助金の額は、補助対象経費とする。ただし、1世帯当たり300, 000円（申請者等のいずれもが婚姻日において29歳以下の場合にあっては、600, 000円）を上限とする。

3 前項の規定による補助金の額に1, 000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（交付申請書）

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）とする。

- 2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
 - (2) 申請者等の住民票（個人番号の記載がないもの）
 - (3) 申請者等の申請年度における所得証明書
 - (4) 貸与型奨学金の返還額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
 - (5) 物件の売買契約書又は工事請負契約書の写し及びこれらの契約に基づき支払った費用に係る領収書その他の住居を取得するために支払った額を確認できる書類の写し（住居を取得した場合に限る。）
 - (6) 物件の賃貸借契約書の写し及び当該契約に基づき支払った費用に係る領収書その他の住居

を賃借するために支払った額を確認できる書類の写し（住居を賃借している場合に限る。）

(7) 大津市結婚新生活支援事業補助金住宅手当支給証明書（様式第2号。申請者等が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合に限る。）

(8) 補助金の振込先口座を確認できる書類

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の申請は、市長が別に指定する受付期間内に行わなければならない。

（決定通知書）

第6条 規則第7条第1項の規定による通知（以下「決定通知」という。）は、大津市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市結婚新生活支援事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（実績報告及び補助金の額の確定）

第7条 規則第14条の規定にかかわらず、補助金に係る実績の報告は、申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 規則第15条の規定にかかわらず、補助金の額は、前条第1項の規定により通知した額で確定するものとする。

（交付請求書等）

第8条 規則第18条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付の請求は、申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 市長は、決定通知後30日以内に補助金を交付するものとする。

（取消通知書）

第9条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

（返還通知書）

第10条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市結婚新生活支援事業補助金返還通知書（様式第6号）により行うものとする。

（報告等）

第11条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助決定者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

2 補助決定者は、前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにこれに応じなければ

ればならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱は、国の地域少子化対策重点推進交付金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

大津市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先)
大津市長

〒

住 所

申請者 氏 名

印

電話番号

大津市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請内容

1 婚姻届の提出・受理日	年 月 日		
2 生年月日・年齢 (年齢は婚姻届の提出・受理日時点)	夫: 年 月 日 生 ____歳	妻: 年 月 日 生 ____歳	
3 転入又は転居日 (住民票を参照)	夫: 年 月 日	妻: 年 月 日	
4 所得	夫: 円	妻: 円	合計 円
5 事業内訳 住居費 (賃借の場合)	住居費 (取得の場合)	円	
	家賃	年 月分から 年 月分までの合計額	円
	共益費	年 月分から 年 月分までの合計額	円
	敷金	円	
	礼金	円	
	仲介手数料	円	
	小計 (A)	円	
	住宅手当 (B)	円	
	賃借費 実質負担額 (A - B)	円	
6 交付申請額	円		

7 振込先	金融機関	銀行・金庫 組合・農協		支店名	本店 支店 出張所	
	種類	普通・当座・その他()				
	口座番号					(右づめで記入)
	口座名義	アリカナ				

- ※ 該当がない項目欄は空欄としてください。
- ※ 所得の欄の記入に当たり、貸与型奨学金の返済を行っている場合は、年間返済額を控除した額を記載してください。
- ※ 住居費の欄には、申請年度の4月1日から翌年2月末日までの間に住居の取得等に要した費用であって、当該期間内に支払が完了しているものの額を記入してください。
- ※ 交付申請額の欄には、補助対象経費の合計額又は上限額のいづれか少ない額を記入してください。なお、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額としてください。

2 確認（該当する項目の□にチェックを入れてください。）

同意及び確認	申請者	<input type="checkbox"/> 私は、大津市税の滞納はありません。 <input type="checkbox"/> 私は、婚姻日から起算して3年以上、大津市に居住する意思を有しています。 <input type="checkbox"/> 私は、この要綱の規定による補助金と同種の補助金等の交付を受けたことがありません。 <input type="checkbox"/> 私は、暴力団員ではありません。 <input type="checkbox"/> 私は、勤務先からの住宅手当の給付を受けておりません（給付を受けている場合は、大津市結婚新生活支援事業補助金住宅手当支給証明書を提出します。）。 <input type="checkbox"/> 私は、生活保護による住宅扶助その他法令に基づく補助金等の交付を受けておりません。 <input type="checkbox"/> 私は、補助金申請の事務処理に必要な範囲において、私の市税に関する公簿を開覧し、及び調査すること並びに生活保護の受給状況を調査することに同意します。
		<u>申請者氏名</u>
	配偶者	<input type="checkbox"/> 私は、大津市税の滞納はありません。 <input type="checkbox"/> 私は、婚姻日から起算して3年以上、大津市に居住する意思を有しています。 <input type="checkbox"/> 私は、この要綱の規定による補助金と同種の補助金等の交付を受けたことがありません。 <input type="checkbox"/> 私は、暴力団員ではありません。 <input type="checkbox"/> 私は、勤務先からの住宅手当の給付を受けておりません（給付を受けている場合は、大津市結婚新生活支援事業補助金住宅手当支給証明書を提出します。）。 <input type="checkbox"/> 私は、生活保護による住宅扶助その他法令に基づく補助金等の交付を受けておりません。 <input type="checkbox"/> 私は、補助金申請の事務処理に必要な範囲において、私の市税に関する公簿を開覧し、及び調査すること並びに生活保護の受給状況を調査することに同意します。
		<u>配偶者氏名</u>

3 添付書類

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 申請者等の住民票（個人番号の記載がないもの）
- (3) 申請者等の申請年度における所得証明書
- (4) 貸与型奨学金の返還額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- (5) 物件の売買契約書又は工事請負契約書の写し及びこれらの契約に基づき支払った費用に係る領収書その他の住居を取得するために支払った額を確認できる書類の写し（住居を取得した場合に限る。）
- (6) 物件の賃貸借契約書の写し及び当該契約に基づき支払った費用に係る領収書その他の住居を賃借するために支払った額を確認できる書類の写し（住居を賃借している場合に限る。）
- (7) 大津市結婚新生活支援事業補助金住宅手当支給証明書（様式第2号。申請者等が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合に限る。）
- (8) 補助金の振込先口座を確認できる書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

年　月　日

大津市結婚新生活支援事業補助金住宅手当支給証明書

(宛先)

大津市長

給与等の支払者

所在地

名称

氏名

印

電話番号

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給（予定）状況

支給年月	住宅手当	支給年月	住宅手当
年 月	月額 円	年 月	月額 円
年 月	月額 円	年 月	月額 円
年 月	月額 円	年 月	月額 円
年 月	月額 円	年 月	月額 円
年 月	月額 円	年 月	月額 円
年 月	月額 円	年 月	月額 円

注意事項

- 1 住宅手当とは、事業主が従業員に対し支給し、又は負担する住宅に関する手当等の合計額です。
- 2 申請年度の4月1日から翌年2月末日までの間に支払を行い、又は支払を行う予定の住宅手当について記入してください。
- 3 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は当該個人事業主の印を押印してください。

様式第3号（第6条関係）

大津市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書

大 第 号

年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付けで申請のあった大津市結婚新生活支援事業補助金の交付について、次のとおり決定したので、大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

交付年度	年度
補助金の名称	大津市結婚新生活支援事業補助金
交付決定額	円
交付条件	

様式第4号（第6条関係）

大津市結婚新生活支援事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号

年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付けで申請のあった大津市結婚新生活支援事業補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので、大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

交付年度	年度
補助金の名称	大津市結婚新生活支援事業補助金
交付申請額	円
交付しないことと決定した理由	

様式第5号（第9条関係）

大津市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号

年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市結婚新生活支援事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので、大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

交付年度	年度
補助金の名称	大津市結婚新生活支援事業補助金
交付決定額	円
取消金額	円
取消後の交付決定金額	円
取消しをした理由	

様式第6号（第10条関係）

大津市結婚新生活支援事業補助金返還通知書

大 第 号

年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市結婚新生活支援事業補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により、次のとおり返還を請求します。

交付年度	年度
補助金の名称	大津市結婚新生活支援事業補助金
交付決定金額	円
返還金額	円
返還理由	
返還期限	年 月 日まで
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。